

# 羽根子地区防災計画



## 羽根子自主防災会

第1版 2026年4月1日 発行

<羽根子地区防災計画 目次>

分類	番号	項目	備考
全体 枠組	1	羽根子地区防災計画の策定と推進	
	2	羽根子自主防災会組織	
	3	羽根子自主防災会 役員名簿	
	4	自主防災会としての活動	
	5	羽根子自治会内組織	
	6	「羽根子地区」の防災（減災）に係る現状	
	7	羽根子地区の災害危険箇所	
	8	羽根子自主防災会の規約	
避難 訓練	1	災害時の種類別避難対応	
	2	各組の一時避難場所と避難所	
	3	避難所（3カ所）の利用、運営	
	4	防災訓練3-1	
	5	防災訓練3-2	
	6	防災訓練3-3	
	7	防災訓練実施報告書様式	
	8	避難者名簿様式、安否確認カード	
施設 ・ 準備	1	長生保育園園舎、羽根子自治会館の使用方法	
	2	長生保育園平面図	
	3	長生保育園との災害時の使用契約	
	4	羽根子水道利用組合の水道の利用	
	5	自主防災会備品リスト（防災倉庫保管）	
	6	各家庭で準備すべきこと	
	7	タイムライン「自分（家族）だけの避難行動計画」	付：「災害伝言ダイヤル171」
	8	世帯で最小限備えておきたい「備蓄品」	
	9	非常時持ち出し品	
	10	家具転倒防止など家の中の対策	
	11	避難生活上の注意点（エコノミー症候群）	

## 1 羽根子地区防災計画の目的、防災・減災への取り組み

「羽根子地区防災計画」は、羽根子地区でいつでも災害が起こりうることを想定し、そのための準備と災害時の自発的な行動を羽根子の住民で作っていくことを目的としている。

## 2 防災計画の推進体制

この計画をもとに羽根子地区の全住民が協力して防災（減災）、災害時の避難、救護に効果的に取り組めるよう、計画の推進（実施）、随時見直しを行う。

## 3 防災計画を形骸化させないための取り組み

## ① 検証・見直し

本防災計画に規定された計画を実践し実態に即しているかを検証することとする。

検証後に、見直し・修正が必要となった場合は次のとおり行う。

## ② 見直し・修正を行う場合の手順

○本計画を修正する場合は、「自主防災会役員会」で協議し、必要に応じて関係機関、関係者を交えた協議会を設置し見直し、改正を行う。

○修正箇所の案は、市や関係機関等との防災対策の整合を図るためそれらの機関と協議を行うこととする。

○修正された場合は、自主防災会員（自治会員）及び都留市に周知する。

羽根子自主防災会組織	全体枠組	2
<p>1 現状の防災組織</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①各組持ち回りで、2つの組から1人ずつ防災担当を選出している。2年任期</li> <li>②担当2人のため、各種の防災に対する日常の対応が難しい。</li> <li>③対外的な防災訓練や市の行事等に参加し難い。</li> </ul> <p>2 自主防災組織の改変</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①自治会全体で、防災を考え訓練等の実施を行うためには、防災に関する経験や知識をもつた人に役員になってもらうことがよい。</li> <li>②別紙のとおり：「羽根子自主防災会役員会 役員名簿」 「有識者」数は状況による。</li> <li>③羽根子地区自主防災会の中に実働部隊として事務局を設置する。</li> <li>④任期：事務局、有識者以外は、当て職なので、その就任期間となるが、基本3年間とする。 なお、再任は妨げない。</li> </ul> <p>3 羽根子地区自主防災役員会の役割、活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①役割 <ul style="list-style-type: none"> <li>①羽根子地区の防災にかかる全体の把握、指揮を行う。</li> <li>②年度ごとの防災訓練の計画、実施準備、実施、反省を行う。</li> <li>③定例会（年間3回）を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>5月：市の防災訓練も見据えて準備</li> <li>9月：防災訓練の反省、修正</li> <li>1月：次年度防災訓練計画立案 → 各年度の自治会総会（＝自主防災会総会）に提出</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>②災害時の活動 <ul style="list-style-type: none"> <li>①災害時会議：災害の発生が見込まれる、災害が発生した場合に会長が招集する。</li> <li>②会議で、必要な対策を策定、実行。（役割分担、準備品対応、各家庭への連絡等）</li> <li>③市防災担当、その他関係機関との連絡調整</li> </ul> </li> <li>③防災士の育成 <p>市で育成推進している「防災士」が、自主防災会の活動を支える人材として重要であることから、自治会員の中で防災士資格を取ることを推奨し、その一環として防災士の資格を取得した自治会員（公共団体等の研修受講及び認定資格受験者に限る）に、奨励金として5,000円を自主防災会から支給する。</p> </li> </ul> <p>4 経費</p> <p>必要な経費については、羽根子自治会から補助を受ける。必要経費見積もりを出し、自治会総会にて決定を受ける。</p>		

## 2026年度 羽根子自主防災会 役員名簿

	役職	所属団体	氏名	備考
1	会長	自治会長		
2	副会長	自治会副会長		
3	役員	老人クラブ「長生会」		
4	役員	育成会		
5	役員	民生委員		
6	役員	水道組合		
7	役員	女性代表		
8	役員	有識者		
9	役員	有識者		
10	役員	1組組長		
11	役員	2組組長		
12	役員	3組組長		
13	役員	4組組長		
14	役員	5組組長		
1	役員	事務局	事務局長	
2	役員		事務局員（庶務）	
3	役員		事務局員（会計）	
4	役員		事務局員	
5	役員		事務局員	

※有識者、事務局員数は、状況による。

## 1 年度単位での自主防災会の活動について

(1) 自主防災役員会が推進役となり防災、減災のための訓練を実施する。訓練の項目を列記すれば次のとおり。年間に2回程度、必要に応じて市の訓練に連動して実施する。

- ①一時避難場所集合・安否確認 及び 一時避難所への避難訓練
- ②備蓄品確認
- ③長生保育園（一時避難所）避難生活備品等使用模擬体験
- ④消火訓練
- ⑤救護訓練（心肺蘇生法、AED使用訓練）
- ⑥防災無線操作
- ⑦防災教育（市の「防災ふれあい講座」等）
- ⑧防災アンケート調査
- ⑨各家庭の防災対策の確認（要望家庭に応じて）
- ⑩避難行動要支援者への対応

(2) 下谷体育館での避難所の訓練（下谷体育館避難所自主防災会主催）

- ①各種災害時の避難所として、下谷体育館が市から指定されている
- ②避難所運営についての各自治会の役割がある 羽根子自治会：要援護者班
  - ・要援護者からの相談受け、対応
  - ・必要な支援を要請する 例：保健師、ポータブルトイレ、必要物資等
  - ・要支援者に対する平等性、公平性の確保や障害の種類程度に応じた優先順位付け

## 2 発災時の自主防災会の活動について

①土砂災害発生予想時、地震直後時：

自主防災会長は、羽根子自治会館で自主防災会役員会議を開催する。

- ・災害の状況把握、災害の予想
- ・避難方法の確認、防災無線等での各家庭への連絡
- ・市防災担当との連絡調整

## 3 施設の整備、備品等の整備

①常時、災害時に必要な施設の整備の検討や必要な備品については、購入等整備する。

②現在、防火水槽の上に防災倉庫を設置しているが、必要、不要、期限切れの管理を行う。

自治会長

自治会行事、運営  
全般を統括

副自治会長

会 計

1組 組長 世帯

2組 組長 世帯

3組 組長 世帯

4組 組長 世帯

5組 組長 世帯

羽根子自主防災会  
<役員：自治会長、副会長、組長、有識者等>

体育委員

安全協会

育 成 会

消防団  
(長者町自治会と合同)

老人クラブ「長生会」

愛宕地蔵管理者

祭り世話

羽根子水道利用組合

民生・児童委員

いしばしよ羽根子

## 1 「羽根子地区」の災害に対する強み、弱み

## ①自然の特性

- 下谷地区最北にあり、羽根子山、四段、大儀山の裾野、南側は深く桂川が流れている。平地はほとんどなく住宅の多くが傾斜地に建っている。
- 急流である三本の川（番屋川、与市堀（よいちぼり）川、荒戸（あらと）川）が流れている。
- 気象災害は台風のもたらす風水害が多く、地形上から土砂災害が懸念される。区域に流れる沢は、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域に指定されている。
- 60年程前に番屋川側面上部の崩落危機で1軒の住民が避難したことがある。

## ②地域、住民の特性

- 長所：
  - ・地区の世帯は50世帯（人口約140人）と少なく、「ほぼ「顔の見える関係」があり各世帯の生活状況を互いにある程度把握していると考えられる。
  - ・高齢者の自主的なグループである老人クラブ（愛称「長生会」）、祭世話（地区内で役員持ち回り）の音頭で一年を通じての祭、また育成会、地区住民の交流の場として毎月1回集会「いいばしょ羽根子」があり住民同士の交流が持たれている。
- 短所：
  - ・若者、若い家族が少なく、従来の地区活動の縮小や新世代の地域活動が生まれず苦慮している。

## 2 地域の防災対策

- ①長所：高齢者が多い（自治会人口の46%程度・R5年民生委員調べ）が畑に行く仕事などで比較的元気であり、避難などでは、比較的スムーズに対応できると思われる。
- 短所：
  - ・高齢者のみの世帯が多く、災害時の助け合いに不安が残る。
  - ・避難訓練や防災訓練は、近年行われてなく防災意識、防災行動（助け合い、避難行動）が身につけていない。

## 3 組織課題、個別課題

- ①自主防災会（会長、係）の位置づけが明確でなく、年間を通じて何をすべきかの目標が設定されていない。そのため、防災のための各種準備、訓練等がほとんど行われてない。
- ②防災に対する住民の意識はかなり低いと思われる。災害発生の恐れ、発生した時の対処、行動（家族・家の中、自治会の組、自治会内）の仕方については、全くといっていい程準備（承知）していないのではないか。

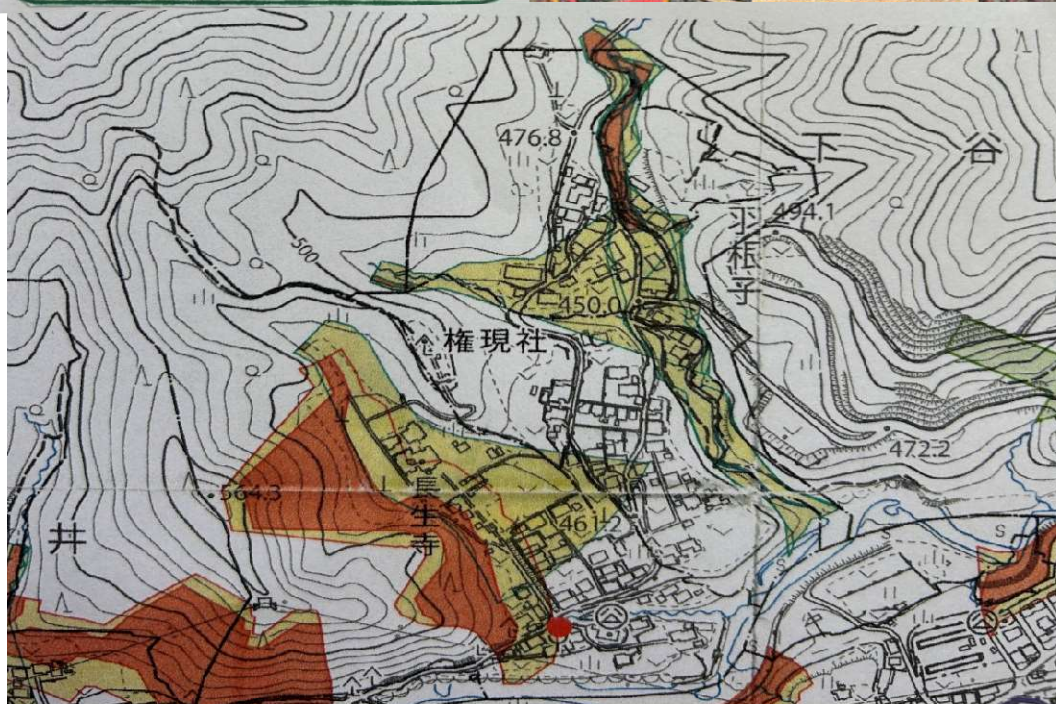
## 1 災害危険箇所（参照：市作成の地図）

- 羽根子沢（- 1, - 2）、東羽根子沢、西羽根子沢：5組のほぼ全域
- 落合沢：3組、4組、2組の一部
- 宮ノ腰：1組、2組の一部

## 2 過去の災害

- 東羽根子沢で、斜面の一部が崩壊：約60年ほど前に1世帯が避難したことあり。
- 家屋の屋根が飛ばされる：昭和30年代に数軒の大屋根、倉庫の屋根が飛ばされた。
- 台風時の河川（西羽根子沢と羽根子沢合流地点）：夜間に家族で避難中、子供が一人流され死亡した。

土砂災害警戒区域等		
土砂災害 警戒区域		土石流
		急傾斜地
		地すべり
土砂災害 特別警戒区域		土石流
		急傾斜地
		地すべり



## 羽根子自主防災会規約（案）

## （名称）

1 この会は、羽根子自主防災会（以下、本会という）と称する。

## （事務所）

2 本会の事務所は、本会長宅に置く。

## （目的）

3 本会は、自治会内の隣組共同精神に基づき、自主的な防災活動を行うことにより、地震その他災害（以下、「災害等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

## （事業）

4 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- ①防災に関する知識の普及に関すること
- ②災害予防に関すること
- ③地震等発生時における情報収集伝達、初期消火、救出救護、避難誘導応急対策に関すること
- ④防災訓練の実施に関すること ⑤防災資材の備蓄に関すること
- ⑤その他本会の目的を達成するために必要な事項

## （組織）

5 自治会区域内の世帯をもって構成する。

## （役員）

6 本会に次の役員を置き、任期は3カ年間、再任を妨げない。充て職の任期はその役職による。  
会長1名（自治会長）、副会長1名（副自治会長）、役員15名程度（有識者等、自治会の各組長）、事務局5名程度（役員の中から選任）

## （役員の仕事）

- 7 ①会長は、本会を代表し、会務を総括し、災害等発生時の応急活動の指揮指令を行う。
- ②副会長は、会長を補佐し会長事故あるときはその職務を行う。
- ③役員は、本会の活動について協議、運営を行う。
- ④事務局員は、庶務、会計等を行い本会の運営に当たる。

## （会議）

8 本会の会議は、総会と役員会とする。総会は、年1回開催する。必要に応じ臨時に開催する。  
役員会は、会長が必要に応じて随時開催する。

## （防災計画）

9 本会は、本規約の「（目的）3」のため「（事業）4」に関する計画（羽根子地区防災計画）を策定する。策定後、必要に応じて改正していく。

## （会費）

10 本会の運営に関する経費は、羽根子自治会からの助成金等で賄う。

## （会計年度）

11 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

## 付則

1 この規約は、2026年4月1日から施行する。

## 1 地震災害

- 地震発生の予知がほぼ不可能であるので、いつ発生しても対応できるよう対策の必要がある。

南海トラフ大地震：今後30年間に発生する確率70%～80%といわれている。郡内でも震度6強が襲うと想定されています。

- 一時避難所：①長生保育園園舎：使用契約を締結している。→参考：p「施設・準備3」  
・施設全体の使用方法の確認と使用訓練の実施が必要  
②羽根子自治会館：長生保育園園舎と一体となった活用をする  
・避難所として効果的に使用するためには、災害時に車乗り入れや物資の一時保管場所等として会館前庭をできるだけ広げる必要がある。  
→対応策：火の見櫓の撤去、倉庫の撤去、防護柵の設置、照明器具の設置等
- 市指定避難所：①下谷体育館（羽根子自治会を含めて下谷地区9自治会が対象。）

## 2 土砂災害

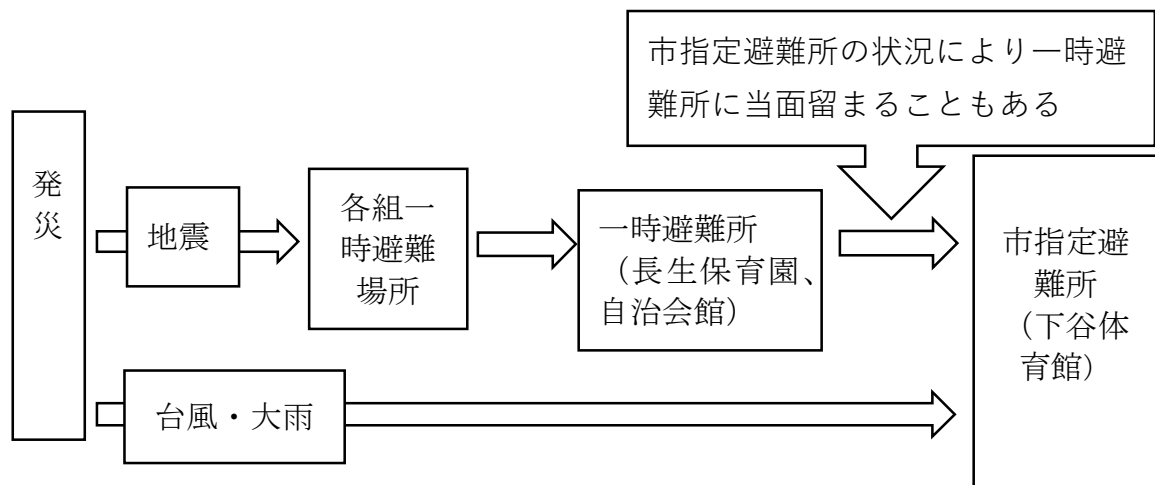
- 県で指定している、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域 内にある住宅が15戸程度ある。
- 土砂災害は、台風、大雨等の気象予報により、土砂災害が起こる危険がある程度予想されることから、危険を感じたら、各家庭ごとに早めに避難する。
- 市指定避難所は、下谷体育館（災害発生の危険がある時に、市が開設する）  
（長生保育園、自治会館は、落合沢沿にあり危険があるので利用は控える）
- 都留市消防署：市が避難指示を発令する前に、自主的に避難する場合は、谷村地区の指定避難所である都留市消防署へ避難する。（市が開設する）

## 3 富士山噴火（日常生活への障害）

- 火山灰が降（舞）ってきて、粒子の粗い火山灰が道路や住宅等に積もる。  
（羽根子は、噴石や火砕流、溶岩流の心配は少ない。）
- 車での避難は、困難：視界不良、交通渋滞、タイヤの空回り。
- コンピュータ使用不可、太陽光発電不可の可能性 停電や断水への備え必要。
- 物流の滞り
- 長期にわたる農作物の被害
- 火山灰の体積による家屋倒壊等
- 火山灰を吸い込まない対策が必要（気管支などの健康被害を招く）。
- 道路や敷地内の徐灰作業に相当の労力、時間を要する。

各組の一時避難場所と避難所	避難訓練	2
---------------	------	---

- 1 一時避難場所：発災直後の各組の家庭の無事を確認するために一時避難する場所のこと  
→参考：p「避難訓練5」
- 2 一時避難場所に避難する災害は、大規模地震の時に限る。  
土砂災害時、富士山噴火時は、災害が事前に予想されるので、一時避難場所を利用する必要はなく、各家庭で自主的に避難する。←災害が予想される場合、「羽根子自主防災会役員会」を開き対応を協議することとする。
- 3 各組の一時避難場所  
1組：消防詰所前の道路      2組：太田健次氏宅隣接道路      3組：ため池（三叉路）  
4組：ため池（三叉路）      5組：庄司孝宏氏宅隣接道路
- 4 一時避難場所からの行動
  - ①組の家庭が無事か、救助が必要か確認する
  - ②自主防災会長（不在時は副防災会長）に一時避難の状況について報告する。
  - ③自主防災会長判断のもとに、一時避難所へ移動する。
  - ④必要に応じて、市指定の避難所へ移動する。
  - ⑤安否確認要カード、避難者名簿を作成する。  
※一時避難場所へ避難すべき震度は、「震度4以上」とする  
（震度4は、揺れが比較的少ないが、避難は行うこととする。大規模地震の避難訓練の位置づけともする。）  
※避難しない、できない世帯は、電話等での組長への連絡でかまわない。  
※一時避難所：長生保育園園舎、羽根子自治会館  
市指定避難所：下谷体育館
- 5 避難の順（フロー）



### 1 長生保育園園舎

①地震により住宅に住めない世帯については、長生保育園のご好意により、園舎を自治会として借用し使用できる。使用契約書は、別紙「災害時の長生保育園園舎使用契約書」（施設・準備3）のとおり。

②使用計画（運営の方法）については、別途策定する。

### 2 羽根子自治会館

①自治会管轄下にある施設であるため、利用しやすいように今後改良を行う。

②使用計画（運営の方法）については、別途策定する。

### 3 下谷体育館避難所

①羽根子地区の市指定避難場所は、下谷体育館で、9つの自治会が対象。

（寿町、弁天町、長者町、深田、新明町、新井、姥沢、鷹ノ巣、羽根子）

②避難所の設営、運営には、下谷体育館避難所自主防災会が組織化されており9地区自治会が協働で設置、運営等にあたることとなっている。

（注）「下谷体育館避難所自主防災会」：「下谷体育館 避難所運営マニュアル」がある。

（注）地震災害時は、羽根子地区は長生保育園園舎、羽根子自治会館を一時避難所とする。

- 1 自主防災会組織としての活動（災害に備えて平時に実施すべきこと）
  - 災害時に適切な行動をとるためには、日ごろから災害が発生した時の行動を意識しておくことが必要であり、羽根子自主防災会で地域防災力を高めるために防災・減災に向けた積極的な訓練等に毎年取り組むこととする。訓練の企画、運営等は、役員会で行う。
  - 自治会員は、できる範囲で各種訓練に積極的に参加すること。
  - 訓練結果は、別紙（p「避難訓練7」）の「羽根子地区自主防災訓練実施報告書」様式で自主防災会長に報告すること。
  - 自主防災会長は、訓練結果を市へ報告すること。
- 2 避難訓練
  - ①避難訓練・安否確認訓練
  - ②一時避難場所の現場確認
  - ③避難所役割訓練
    - 長生保育園園舎利用 ○羽根子自治会館 ○下谷体育館利用
  - ④消火訓練
    - 初期消火訓練 ○消火器の点検・確認
    - 消防ポンプ・放水訓練（可動式小型動力ポンプ）
  - ⑤避難行動要支援者への対応
- 3 救護訓練
  - ①救護訓練・心肺蘇生法訓練（A E D使用体験研修）
- 4 その他
  - ①防災資材・機材の点検、管理
  - ②防災無線（屋外放送）の操作確認
  - ③自治会内危険個所の把握（点検、確認）
  - ④防災アンケート調査、防災まち歩き
- 5 上記2～4についての具体的な訓練概要
  - ①「2①避難訓練・安否確認訓練」
    - 毎年6月、9月に、都留市全域で防災訓練が実施されている。基本的には、この訓練に合わせて実施する。
    - 各組の一時避難場所（場所：p「避難訓練2」参照）に集合し、役員による点検後、防災ヘルメットをかぶり避難所まで避難する。
    - 避難時の荷物は、両手を自由に使えるリュックサックなどにするのがよい。
    - 組長は、組内の世帯に訓練にできるだけ参加するよう呼び掛ける。各世帯は、できる限り全員参加とする。

## ②「2②一時避難場所の現場確認」

- 一時避難場所とは、地域住民が地震などの災害発生直後に身近な「集合地」（空き地や施設の敷地等）に一時的に避難する場所のこと。
  - 大地震に見舞われた際に避難する場合は、揺れが収まるなど安全を確認したら各組の指定の「一時避難場所」に避難（集合）する。
    - ※各組の一時避難場所：p「避難訓練2」
  - 組の方の安否を確認し組長の指示に従い一時避難所（長生保育園、羽根子自治会館）に移動する。
- (注) 台風、大雨の際は、市避難所開設準備が整うと防災行政無線等により市から案内がある。「一時避難場所」に集合せず、直接に市指定避難所に避難する。
- (注) 一時避難場所を変更したときは、その組長は、自主防災会長に報告すること。
- (注) 一時避難所（長生保育園園舎、羽根子自治会館）、市指定避難所（下谷体育館）の使用、運営方法は、別途設定する。

## ③「2③避難所役割訓練」（別に作成予定）

## ④「2④消火訓練」

- 初期消火訓練、消火器の点検、確認は、必要に応じて都留市消防本部の協力を得て実施することが望ましい。
- 羽根子地区には、初期消火用の消火器は、各家庭、長生保育園、長生寺、自治会館以外にはない。
- 消防ポンプ・放水訓練（可動式小型動力ポンプ）は、羽根子地区の消防隊員ないしその経験者を中心に行う。

## ⑤「2⑤避難行動要支援者への対応」

- 自主防災会では、一人暮らし、認知症高齢者、要介護者、障がい者の方など  
＜災害時に自分で避難することが困難＞な方を日頃から組長を通して把握し、災害時の支援につなげること。
- 避難行動要支援者には、支援要望の内容や困りごとを聞き取り、また、日頃の声掛け・見守りなどを行ってください。
- 「避難行動要支援者名簿」が市から毎年度、交付されてるが、個人のプライバシー保護の観点から原則コピーは禁止されている。（自主防災会長が保管）

## ⑥ 「3①救護訓練・心肺蘇生法訓練（AED使用体験）」

- 家族や友人、近くにいる人が目の前で突然倒れた時に救急車が来るまでに人工呼吸や、胸骨圧迫、AEDによる適正な処置ができれば命が助かるかもしれません。
- その場合に落ち着いて処置ができるよう都留市消防署に依頼して「心肺蘇生法（マネキンを使った人工呼吸や胸骨圧迫の仕方）や「AED（自動体外式除細動器）」の使い方などを体験する講習会を開く。

## ⑦ 「4①）防災資材・機材の点検、管理」

- 羽根子防災機材倉庫には、災害発生時に必要となる防災備蓄品が保存してある。万が一の災害に備えて防災用品の点検や使用期限の確認、不足備品の検討・購入を行うこと。
- 防災備品の購入にあたっては、必要に応じて自治会に要望すること。
- 防災資機材の購入には、市から補助金が出る。ただし、事前の申請が必要となっている。（担当部門：総務課行政防災室危機管理担当）
- 防災資材の点検の際には、使用方法も確認する。
- 点検後には防災資機材のリストを作成し、当「羽根子地区防災計画」に反映させること。  
\* 下谷体育館避難所には、都留市の防災倉庫が設置されている。

## ⑧ 「4②防災無線（屋外放送）の操作確認」

- 役員は、防災無線の操作方法を熟知すること。新役員への引継の際には、実演を含め操作方法を伝授すること。
- 多くの自治会員に操作方法ができるように役員は、指導すること。いつでも、だれでも操作できることが望ましい。

## ⑨ 「4③自治会内危険個所の把握、実態調査」

## 「4④防災アンケート調査、防災まち歩き」

- 総会、役員会議や自治会会議等で危険個所、備品の不具合等につき会員から意見、要望をもら機会を必要に応じ設ける。
- 出された意見、要望等については、現地確認等により必要に応じて対策を講じること。
- 必要に応じて、当計画書に書き込む。

2026 (R ) 年度 第 回

(紙A4判)

年 月 日

次のとおり、防災訓練の実施結果を報告します

羽根子自主防災会長 殿

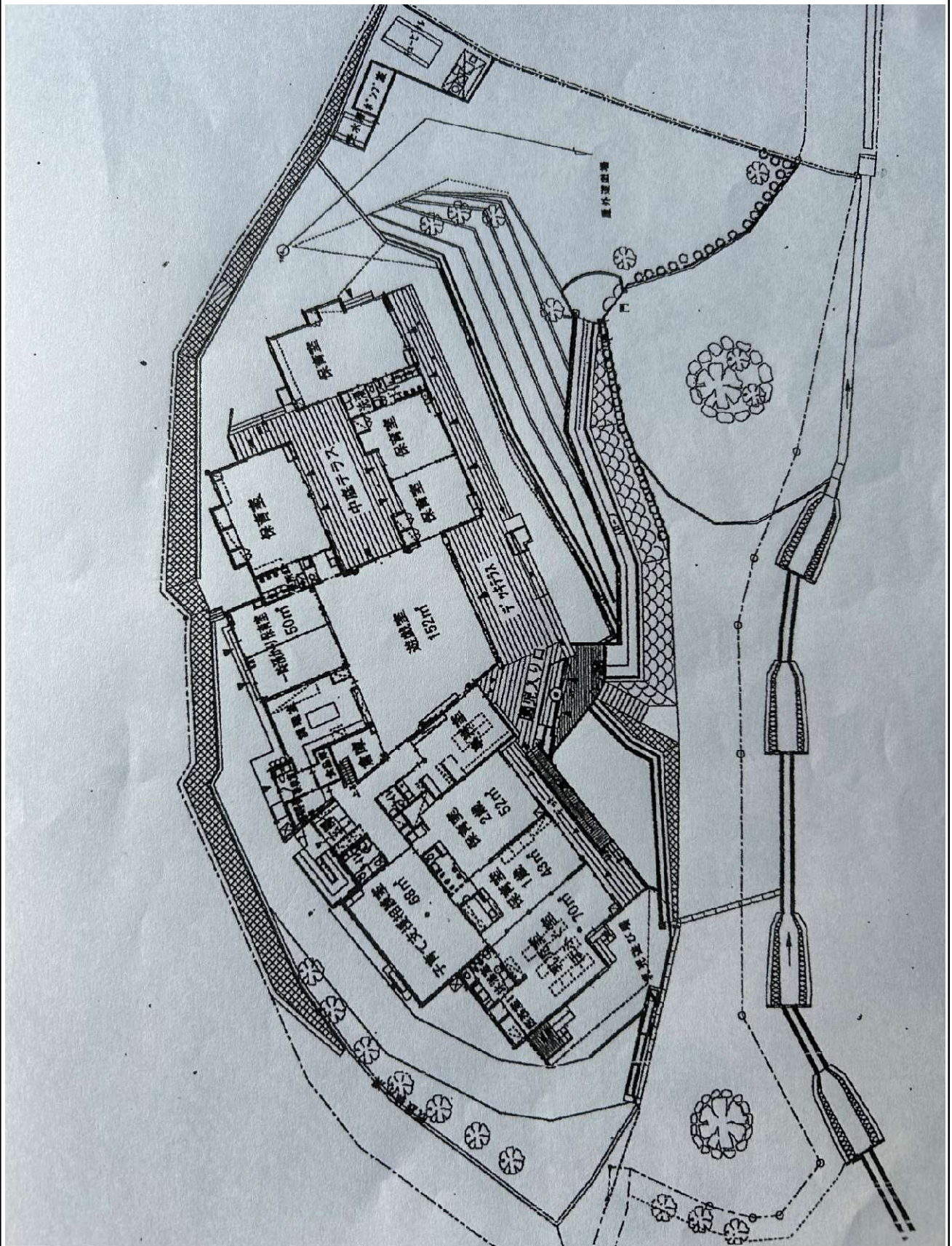
防災訓練実施報告書 (報告者： )

月 日	
時 間	
場 所	
実施主体	
目 的	
参加人数	
実施項目	

&lt; 具体的実施内容と成果、課題等 &gt;



長生保育園園舎、自治会館の使用方法	施設・準備	1
<p>1 使用方法、使用上の注意点</p> <p>※ 別途、策定する。</p> <p>2 使用レイアウト</p> <p>※ 別途、策定する。</p> <p>3 市指定避難所 市が作成した「下谷体育館避難所運営マニュアル」がある。</p>		



## 災害時の長生保育園園舎使用契約書（案）

長生保育園（以下、「甲」という。）と羽根子自主防災会（以下、「乙」という。）は、自然災害時（地震災害、土砂災害等）において、乙の一時避難所として長生保育園園舎を使用することに関して次のとおり契約するものである。

## （長生保育園園舎の使用）

- 1 乙の会員が、自然災害時に自宅が使用できなくなった時に、長生保育園園舎（以下、「施設」という。）の一部を一時的な生活の場として、本来の施設としての使用を妨げない範囲で使用できるものとする。

ただし、甲は施設や職員等の被害状況等を総合的に勘案し、使用を断ることができる。

## （利用方法）

- 2 甲の監督のもと、乙の管理下で施設及び設備の一部を使用できるものとする。

## （防災備蓄品の利用）

- 3 ①甲に備蓄されている防災備蓄品を乙が利用できる。  
②乙は、避難所生活に必要な物資や備品等を甲の支障のない限り持ち込みができる。

## （損害賠償）

- 4 ①避難生活において、乙の会員が長生保育園園舎の施設、設備に損害を与えた場合は、乙が弁償する。  
②乙は、この弁償経費を当該損害を与えた世帯（以下、加害世帯という。）請求できる。  
ただし、加害世帯は、故意、または重大な過失のない限り乙への支払いは必要ない。  
③甲は、加害世帯が原因の施設の火災に係る保険に加入するものとする。  
火災保険受取金額は、当施設の復元等を補償するために足りる金額とする。  
④乙は、自然火災による甲の損害についての弁償は不要とする。

## （経費）

- 5 ①乙の会員の使用に係る経費は、使用が終了したのち、甲の請求により乙が支払う。  
②対象経費は、次のとおりとする。 施設使用料、光熱水費、食糧費等  
③甲及び乙は、避難に係る経費について、都留市と協議を行う。

- 1 羽根子地区には戦前から独自の水道が敷設され、現在も水道組合員が利用している。
- 2 昭和40年代に市の水道が敷設されて、利用者が減少してはいるが、現在7世帯が加入して管理し、利用している。水道水は、消毒はおこなっておらず、山水を貯水槽に蓄えて水道管で各戸に配水している。
- 3 羽根子自治会では、年間10,000円の補助を行いその管理を支援している。  
自治会では、当組合が歴史的には自治会の管轄下にあったもので、現在、維持管理、利用が一部の世帯であるとはいえ、自治会員は希望すれば加入が可能なこと、また、災害時等で市の水道が利用できないときは当組合の水道を利用できることとされていることから、その維持管理に補助金を支出している。
- 4 組合員以外も、当水道利用組合の監督のもと利用させていただける。  
防災倉庫（防火水槽）の上方の内藤敏和氏の畑の隅に蛇口があり、組合許可のもと利用可能となっている。



（防災倉庫に保管されている備品：使用期限のあるものは、期限ごとに交換のこと）  
 当リスト品以外に必要な物は、随時確保すること

自主防災会備品リスト(R8. 4. 1)

	用品	備品	個数	備 考
1	消 火 ・ 救 助	1 ポンプ機	1	ガソリン使用期限 注意
		2 防火水槽開閉器	1	
		3 バール	6	
		4 3t用ジャッキ	2	
		5 2.5t用ジャッキ	1	
		6 とび口	1	
		7 軍手	60	
		8 懐中電灯	10	
		9 バケツ	13	
		10 ガソリン缶	1	
		11 ジョーゴ	1	
2	防 護	1 担架	1	
		2 頭巾	60	
		3 ヘルメット	8	
		4 猫車	2	
3	連 絡	1 無線機	3	1機単三電池2ヶ使用
		2 無線機用電池	4	単三
		3 ハンドスピーカ	2	1機単二（8本使用）
		4 // 電池	8	
		5 自主防災旗	2	旗用棒1本あり
		6 文房具	1	
4	炊 き 出	1 炊き出し窯	3	
		2 竈（かまど）	0	
		3		
5	施 設 管 理	1 発電機	0	早急に確保したい
		2 竹ぼうき	2	
		3 シロほーき	1	
		4 チリとり	1	
		5		

各家庭で、次の項目について準備して、災害発生時にはできるだけ混乱、心配を除けるように準備しましょう。

1 最小限備えておきたい「備蓄品」 → 参考：p「施設・準備8」

①食料

1週間分（最低3日）の食料を用意しましょう。缶詰は、加熱の必要がなく便利です。野菜ジュースはミネラルやビタミン不足を補うことができます。

ローリングストック： 買う → 備える → 食べる



②生活用品

停電、断水なども想定し、必要なものを用意しましょう。

③必要に応じて用意するもの

各家庭の構成員の状況に応じて、用意するもの

④その他 必要なもの

2 非常時持ち出し品 → 参考：p「施設・準備9」

各世帯での非常持ち出し品や備蓄の準備を進めましょう。

- ・乳幼児や高齢者などの家族構成を考えて必要な分の用意をしましょう。
- ・避難時にすぐに取り出せる場所にリュックなどに入れて保管しておきましょう
- ・季節ごとに点検し、入れ替えることをお勧めします。

3 家族等との連絡体制 → 参考：p「施設・準備7」

4 家具等の転倒防止、火災予防対策 → 参考：p「施設・準備10」


5 台風、大雨の天候時のための避難行動計画（タイムライン）のを作成しましょう。

→ 参考：p「施設・準備7」

# マイタイムラインを作って 台風 の 不安 をなくそう！

マイタイムラインとは、『自分（家族）だけの避難行動計画』のことです。作ることで、台風時に『いつ・誰が・何を  
するのか』をあらかじめ確認できます。大切な命を守るため、いざという時に正しい行動を取れるようにしましょう！

手順1  
確認しよう！

**①ハザードマップ**（総務課 危機管理担当で配布しています） 該当する市ホームページはこちら ⇒ 


ハザードマップで「自分の家が安全か・危険か」をチェック！

家の近くに大きな川、または、家の裏に山がある

1つでも当てはまる場合は「**自宅以外の安全な場所**」へ避難しましょう！

土砂災害警戒区域（イエローゾーン）内にある

土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）内にある

**②避難する場所**（市が指定する避難所の名前：） 該当する市ホームページはこちら ⇒ 

「どこに避難するのか」をチェック！


①がすべて当てはまらない場合、自宅が頑丈な建物の場合

自宅が危険な場所にある（①で1つでもチェックがある）場合

市が指定する避難所への避難 を検討！

安全な場所があり、頑丈な建物の場合

知人・親戚の家へ避難 候補1（ ）の家  
候補2（ ）の家

**③避難するタイミング** 該当する市ホームページはこちら ⇒ 


【危険な場所に住む方】「いつ避難するのか」をチェック！

- お年寄り・小さなお子様・妊婦がいて避難に時間がかかる場合

☐ 『警戒レベル3 避難準備・高齢者等避難開始』で避難

- 上記以外で、自宅が土砂災害警戒区域や河川の近くにある場合

☐ 『警戒レベル4 避難勧告』で避難

**④避難情報の取得方法** 該当の市HP⇒ 

「避難情報の取得方法」をチェック！

- 防災つるメール  市ホームページ
- 防災都留ツイッター  CATV（11CH）
- 電話応答サービス（☎0554-23-6066）
- データ放送（NHKの画面でdボタンを押す）

手順2  
「マイタイムライン」を作ってみよう！

『いつ・誰が・何をするのか』を考えてみよう！  
※「時間の目安」や「警戒レベル」の発令を基準にして考えてみましょう

作成： 都留市 総務課 危機管理担当

時間の目安	台風発生 3~1日前	半日前~数時間前	台風最接近（直撃）	
警戒レベル（避難情報）	『警戒レベル1・2』 自主避難などの注意の呼びかけ	『警戒レベル3』 避難準備・高齢者等避難開始	『警戒レベル4』 避難勧告 または 避難指示（緊急）	『警戒レベル5』 災害発生情報
参考とする気象情報	大雨・強風 注意報	大雨・暴風 警報	大雨 特別警報	
土砂災害の情報	◆注意（注意報級） ◆は土砂災害の危険度分布（メッシュ情報）になります	◆警戒（警報級）	土砂災害警戒情報 ◆非常に危険 ◆極めて危険	すでに土砂災害が発生している可能性あり
警戒レベルが出た時に自分が取るべき行動	ここに書こう！	ここに書こう！	ここに書こう！	ここに書こう！
例	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後の台風について調べ始める</li> <li>避難する時に持っていくものを準備する</li> <li>飲食物品、常備薬の購入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>インターネット等で情報を集める</li> <li>動きやすい服装に替え、避難の準備</li> <li>避難所が開設されているかを確認する</li> <li>隣の一人暮らしのおばあちゃんに声をかける</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>火の元、戸締りを確認する</li> <li>携帯電話、飲食物品等の避難に持っていくものを最終チェックする</li> <li>親戚、知人に避難することを連絡する</li> <li>避難を開始する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難が難しい場合は、命を守るための行動（斜面反対側の2階へ移動するなど）</li> </ul>

もしもの時に備え、知っておこう

# 災害伝言ダイヤル 171



～災害発生時に家族や知人などの安否を確認する「声の伝言板」～



利用方法を覚えておこう

## ◆伝言の録音方法

**171** をダイヤルする

↓ ガイダンスが流れます

**1**

↓ ガイダンスが流れます

家族で決めた番号に  
ダイヤルする

□ - □ - □

↓ ガイダンスが流れます

プッシュ回線の場合は **1**

※ダイヤル回線の場合はダイヤル不要

↓ ガイダンスが流れます

伝言を録音する(30秒以内)

※録音が終わったら **9**

## ◆伝言の再生方法

**171** をダイヤルする

↓ ガイダンスが流れます

**2**

↓ ガイダンスが流れます

家族で決めた番号に  
ダイヤルする

□ - □ - □

↓ ガイダンスが流れます

プッシュ回線の場合は **1**

※ダイヤル回線の場合はダイヤル不要

↓ ガイダンスが流れます

伝言の録音内容を確認する

おなじ番号



毎月**1日**と**15日**に  
体験利用ができるよ!!  
試してみよう



## ◆使い方のポイント

録音内容:下記の「あいたいよ」を参考に録音しよう

あいたいよ



- あ あなたの名前は?(フルネームを伝えて!!)
- い いまいる場所は?(具体的な場所を伝えて!!)
- た だれと一緒に?(一緒に避難している人は?)
- い いたいところはあるか?(ケガや体調について伝えて!!)
- よ よこく(次の連絡はいつか、次回の予定を伝えて!!)

## (1) 食料

	品名		説明	チェック
	水		飲料水、調理用など	<input type="checkbox"/>
	主食		レトルトご飯、カップ麺等	<input type="checkbox"/>
	主菜		缶詰、冷凍食品等	<input type="checkbox"/>
	缶詰		果物等	<input type="checkbox"/>
	野菜ジュース		紙パック、ペットボトルなど	<input type="checkbox"/>
	加熱不要食物		かまぼこ、チーズなど	<input type="checkbox"/>
	栄養補助食品		カロリーメイト、ウイダー等	<input type="checkbox"/>
	調味料		醤油、塩等	<input type="checkbox"/>

## (2) 生活用品

	洗面具等	<input type="checkbox"/>	ヘッドライト	<input type="checkbox"/>
	使い捨てカイロ	<input type="checkbox"/>	携帯電話充電器	<input type="checkbox"/>
	ライター等	<input type="checkbox"/>	ウエットティシュー	<input type="checkbox"/>
	救急箱	<input type="checkbox"/>	カセットコンロ	<input type="checkbox"/>
	ゴミ袋	<input type="checkbox"/>	ブルーシート	<input type="checkbox"/>
	簡易トイレ	<input type="checkbox"/>	食品ラップ	<input type="checkbox"/>
	ティッシュペーパー	<input type="checkbox"/>	缶切り	<input type="checkbox"/>
	トイレットペーパー	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>

## (3) 各家庭で必要に応じ用意するもの


## (1) 一般的なもの

<input type="checkbox"/>	洗面具等	<input type="checkbox"/>	毛布	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	懐中電灯	<input type="checkbox"/>	電池	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	携帯ラジオ	<input type="checkbox"/>	ライター、ろうそく	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	ヘルメット	<input type="checkbox"/>	救急箱	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	軍手	<input type="checkbox"/>	歯ブラシ	<input type="checkbox"/>

## (2) 食料

<input type="checkbox"/>	水	<input type="checkbox"/>	食品	<input type="checkbox"/>
--------------------------	---	--------------------------	----	--------------------------

## (3) まとめておきたい大切なもの

<input type="checkbox"/>	家族写真	<input type="checkbox"/>	年金手帳	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	免許証	<input type="checkbox"/>	マイナンバーカード	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	保険証	<input type="checkbox"/>	現金・小銭	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	お薬手帳	<input type="checkbox"/>	印鑑	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	預金通帳	<input type="checkbox"/>	ほか	<input type="checkbox"/>

## (4) 避難の時の服装等

	地震の場合		風水害・台風の場合	
<input type="checkbox"/>	ヘルメット、防災頭巾	<input type="checkbox"/>	濡れても大丈夫な服	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	動きやすい服	<input type="checkbox"/>	マイナンバーカード	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	履きなれた底の厚い靴	<input type="checkbox"/>	現金・小銭	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	軍手	<input type="checkbox"/>	印鑑	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	ホイッスル (笛)	<input type="checkbox"/>	ほか	<input type="checkbox"/>

家具転倒防止など家の中の対策	施設・準備	10
<p>1 家具転倒防止など家の中の対策</p> <p>①地震負傷者の50%程度が、家具の類の転倒などが原因。家具の下敷きにならない配置、レイアウトを工夫し怪我のリスクを下げることが大切です。</p> <p>②家具類の転倒、移動、落下防止対策</p> <p>普段よく使う家具類や家電製品は、転倒や落下しないよう固定など工夫して安全に備えましょう。例：紐、チェーンで固定、突っ張り棒使用</p> <p>2 暗闇対策</p> <p>暗い場所でも安全に移動できるよう寝室や階段付近に携帯用ライトなどを備えましょう。</p> <p>3 火災報知器</p> <p>台所、階段、寝室には火災報知器を設置しましょう。</p> <p>4 通電火災防止</p> <p>大地震で屋根裏などの電気配線や家電製品の故障から発火して建物火災になるケースを防ぐには、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○年1回は、漏電ブレーカーの動作をチェックする。</li> <li>○避難する際は、主電源を落とす。</li> <li>○感電ブレーカーに取り替える。</li> </ul> <p>(震度5以上の地震を感知し電気を止める → 通電火災を防止する。)</p> <p>5 頭部・足元保護の対策</p> <p>寝室など ← ヘルメット、スニーカー、ブーツ、長靴、 ホイッスル(満一閉じ込められた場合に居場所を知らせる。)</p> <p>6 断水を想定した簡易トイレ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○発災直後断水に備え、簡易トイレを用意する。</li> </ul> <p>携帯トイレ、組み立て式トイレ、トイレ凝固剤</p> <p>7 避難路の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○避難路に物を置かない。室内や避難経路の窓ガラス飛散防止フィルムを貼る。</li> </ul>		

避難所でのエコノミークラス症候群の発生を予防しよう

○過去多くの災害で犠牲者を出してきたエコノミークラス症候群、若者から高齢者まで年齢に関係なく誰にも起こる病気です。

○避難中、窮屈な体勢でじっとしていると、足に血栓ができ、それが肺の血管に詰まると呼困難となり最悪の場合は命を落とすこととなる病気です。

避難生活上のポイント

- 1 体を動かす：避難所や車中でも、大切なのが体を動かすこと。歩くことが最も望ましい。トイレへの往復だけでも十分な歩行になります。難しい場合は、ふくらはぎをもむだけでもおすすめ。  
下から上に圧迫するようにもみます。足にたまっている血液を心臓へ戻すイメージです。起きている3～4時間おきに2分ほどかけてもみます。
- 2 こまめな水分補給：1日1リットル以上を飲みましょう。ペットボトルを使うと飲んだ量がわかります。500ml×2本が目安  
脱水につながるため、トイレは我慢せず行き、水分補給しましょう。
- 3 車中泊では工夫を：衣服をゆるめ、足元に荷物を置く等血栓ができないように工夫を。  
被災後は混乱が大きいかもしれませんが、自分も発症するかもしれないと考えて、早めに対応することが大切です。

（むくみ・血栓の予防）

普段の備え：非常用持ち出し袋に用意しておきたいのが「弾性ストッキング」

通常のストッキングより締め付けがきつく足に血がたまるのを防いでくれます。